

令和8年度（2026年度）融資制度について

(1) 主な改正内容

① 「原油価格・物価高騰対策緊急資金」を「物価高騰対策資金」へ改正

現行の「原油価格・物価高騰対策緊急資金」を「物価高騰対策資金」へ改正いたします。

「原油価格・物価高騰対策緊急資金」につきましては、令和7年度末をもって取扱を終了といたします。

変更点比較表【網掛けの部分に変更箇所になります】

	物価高騰対策資金	【参考】原油価格・物価高騰対策緊急資金
要件	最近3か月または1年間の売上高または売上総利益が前年同期と比較して減少していること	直近1か月の売上高又は売上総利益が直近3年間のいずれかの年における同月と比較して減少していること
限度額	1,500万円 ※原油価格・物価高騰対策緊急資金と 共通枠	1,000万円
融資期間	運転7年以内(据置1年以内を含む)	運転5年以内(据置1年以内を含む)
利率	1.9%以内	1.9%以内
利子補給	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%	実行後1年間1.9% 2年目以降1.5%
実質利率	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内	実行後1年間0% 2年目以降0.4%以内
保証料補助	半額	全額
信用保証	必要に応じて	必要に応じて

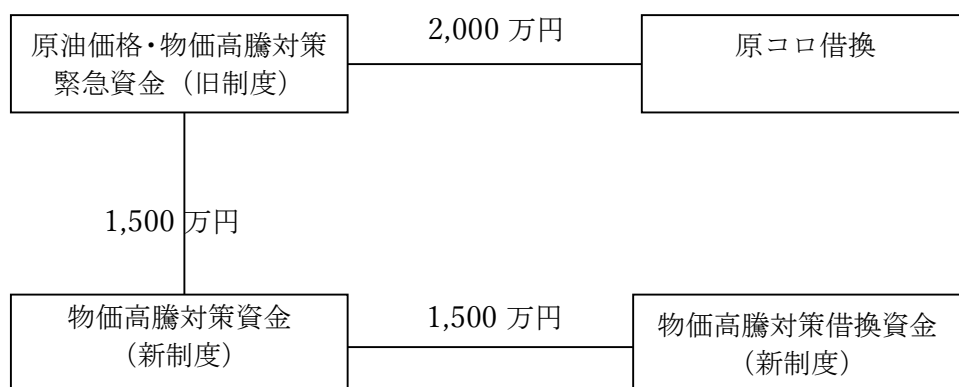
② 「物価高騰対策借換資金」の新設

物価高騰対策借換資金」を新設します。

	物価高騰対策借換資金
要件	① 最近3か月または1年間の売上高または売上総利益が前年同期と比較して減少 ② 返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定通り1年以上継続して行っている ③ 借入額は、返済条件となる融資の残高以上である ④ 申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る
限度額	1,500万円 ※物価高騰対策資金と共通枠
融資期間	運転7年以内(据置1年以内を含む)
利率	1.9%以内

利子補給	実行後 1 年間 1.9% 2 年目以降 1.5%
実質利率	実行後 1 年間 0% 2 年目以降 0.4%以内
保証料補助	なし
信用保証	必要に応じて
その他	物価高騰対策借換資金の借換及び原油コロナ借換資金の借換は不可

【各制度の共通枠図解】



例：旧制度の原油価格・物価高騰対策緊急資金の残高が 500 万円ある人の場合
 →原コロ借換であれば真水含めて 2,000 万円まであつせん可能。
 物価高騰対策資金であれば 1,000 万円まで可能

③ 「緊急景気対策借換資金」を「債務一本化資金」に改正

現行の「緊急景気対策借換資金」を「債務一本化資金」へ改正いたします。

「緊急景気対策借換資金」につきましては、令和 7 年度末をもって取扱を終了といたします。

変更点比較表【網掛けの部分に変更箇所になります】

	債務一本化資金	【参考】緊急景気対策借換資金
要件	①2 本以上の北区中小企業融資を本融資により借換一本化 ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定通り 1 年以上継続して行っていること ③借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る	①2 本以上の北区中小企業融資（保証協会保証付き）を本融資により借換一本化 ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定通り 6 か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の 1.5 倍以下であること ⑤申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る

		⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る
限度額	2,000 万円 ※緊急景気対策借換資金と共通枠	2,000 万円
融資期間	運転 10 年以内	運転 10 年以内
利率	1.9%以内	2.0%以内
利子補給	1.0%	1.0%
実質利率	0.9%以内	1.0%以内
保証料補助	なし	なし
信用保証	必要に応じて	必要
その他	債務一本化資金及び緊急景気対策借換資金の借換は不可	

④ 「不況対策資金」及び「不況対策借換資金」の廃止

現行の「不況対策資金」及び「不況対策借換資金」を廃止いたします。

⑤ 「事業活性化支援資金」の一部利率の改定

「事業活性化支援資金」につきましては、要件により利率が異なっておりました。その利率を統一した形です。具体的に申し上げますと「セーフティネット保証 5 号の認定を受けていること」の要件でお申込みいただいた場合、1.8%の利率でしたが、これを他の要件でお申込みいただいた場合と統一して 1.9%にいたしました。

⑥ 「夏季・年末資金」を「短期運転資金」に改正

現行の「夏季・年末資金」を「短期運転資金」に改正いたします。

現行の「夏季・年末資金」は 6 月～7 月及び 10 月～11 月と申込期間に制限がございますが、これを撤廃いたします。新たな「短期運転資金」は通年をご利用いただけます。

※「夏季・年末資金」と共通枠

⑦ 「原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金」

(※略称：原コロ借換) 要件の一部変更

現行の「原コロ借換」では要件の 1 つに「返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定通り 6 か月以上継続して行っていること」があります。この部分の約定通りの返済を「6 か月以上」から「1 年以上」に変更いたします。